

平成26年度 高浜市パブリックコメント条例 運用状況の公表について

1 公表の根拠

○高浜市パブリックコメント条例（平成24年高浜市条例第23号）

（運用状況の公表）

第10条 市長は、毎年度1回、行政によるこの条例の運用状況を取りまとめ、広報その他適当な方法により公表するものとする。

2 第3条第2項第2号から第4号までの規定によりパブリックコメントを実施しなかった政策等及び前条のアンケートに係る事項については、前項の公表を行わないものとする。

2 運用状況一覧

(1) パブリックコメントを実施した政策等

No.	パブリックコメントを実施した政策等の内容	担当所属等	パブリックコメント実施期間	提出 件数	提出 人数	結 果		
						修 正	原案どおり	ご意見承り
1	高浜市公共施設あり方計画（案）	行政G	26年7月1日～26年7月31日	1件	1人	0件	0件	1件
2	（仮称）まちづくり協議会条例（案）	総合政策G	26年8月11日～26年9月1日	11件	1人	1件	7件	3件
3	第6期高浜市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（案）	介護保険・障がいG	27年1月19日～27年2月2日	1件	1人	0件	0件	1件
4	高浜市障がい者福祉計画（案）	介護保険・障がいG	27年1月26日～27年2月9日	3件	1人	2件	0件	1件
5	高浜市第4期障がい福祉計画（案）	介護保険・障がいG	27年1月26日～27年2月9日	5件	2人	0件	3件	2件
6	高浜市子ども・子育て支援事業計画（案）	こども育成G	27年2月2日～27年2月16日	1件	1人	0件	0件	1件
合計件数 6件				22件	7人	3件	10件	9件

※ 結果欄の「修正」とは、ご意見に基づいて原案を修正したもので、「原案どおり」とは、ご意見を検討しましたが、原案どおりとさせていただきます。また、「ご意見承り」とは、原案の内容自体に関する意見以外のご意見を承った場合です。

(2) 高浜市パブリックコメント条例第10条第2項の規定によりパブリックコメントを実施しなかった政策等

No.	パブリックコメントを実施しなかった政策等の内容	担当所属等	パブリックコメントを実施しなかった理由
	該当なし	-	-
合計件数 0件			